

令和 8 年度世田谷区学童クラブ巡回支援専門員（会計年度任用職員）採用選考
実施要領

1. 採用職種・人数

世田谷区学童クラブ巡回支援専門員（会計年度任用職員）・若干名

2. 任用期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日の 1 年間

3. 応募資格

- （1）児童館及び放課後児童健全育成事業等における勤務経験をあわせて 15 年以上有し、児童館又は放課後児童健全育成事業等における管理・監督者を 5 年以上経験している者
- （2）学童クラブ巡回支援専門員の職務を遂行するために必要な知識、能力及び経験を有すると認められる者
- （3）職務に意欲のある者
- （4）「2. 任用期間」において、世田谷区で「会計年度任用職員制度の『職』」として他に任用される予定がないこと。

なお、以下の地方公務員法等で選考を受けることができないとされている方は応募できません。

【地方公務員法第 16 条（欠格条項）】

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ② 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
 - ③ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
 - ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ※ 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者は受験できません。（心神耗弱を原因とするもの以外）

4. 選考方法及び日程

（1）第一次選考

方法：書類選考（「学童クラブ巡回支援専門員採用選考申込書兼履歴書（別紙 1）」及び「世田谷区における勤務経歴等確認票（別紙 2）」を基に選考する。）

日時：令和８年２月上旬

(２) 第二次選考

方法：面接選考

日時：令和８年２月中旬～下旬予定

※ 詳細については、第一次選考合格者に通知する。

5. 選考結果

(１) 第一次選考の結果通知は、令和８年２月中旬に発送予定。

(２) 第二次選考の結果通知は、令和８年３月上旬に発送予定。

※ 選考結果に関する問い合わせには、一切回答しない。

6. 勤務条件

(１) 身分 会計年度任用職員

(２) 報酬 月額 295,544円

※ また、一定の要件を満たす場合、期末手当・勤勉手当を支給。

(３) 休暇 有給休暇 年 14日（任用月により調整する。）

夏季休暇 年 4日（任用月により調整する。）

※ その他慶弔休暇、妊娠出産休暇、育児休業等の制度あり。

(４) 勤務日数 月 16日

(５) 勤務時間 午前 9時～午後 5時（原則）（7時間勤務 休憩 1時間）

※ 原則超過勤務はありませんが、公務のために緊急の必要がある場合、勤務時間以外に超過勤務をお願いすることがあります。

(６) 社会保険 健康保険（東京都職員共済組合）、厚生年金保険、労働保険、介護保険の適用あり。

(７) 雇用保険 雇用保険の適用あり。

(８) 公務災害補償等 公務災害補償等の適用あり。

(９) 通勤手当 月額 55,000円を上限に実費支給する。

(10) 地方公務員法上の服務に関する規定が適用となり、これに違反した場合には懲戒処分等の対象となることがある。

7. 勤務場所

世田谷区役所本庁舎

8. 主な職務

(１) 新ＢＯＰ学童クラブ及び民設民営放課後児童クラブの成育支援の質向上に関すること。

(２) 新ＢＯＰ学童クラブ及び民設民営放課後児童クラブ職員からの相談及び助言に関すること。

(３) その他、学童クラブ巡回支援専門員に関し、所属長の指示する事項

9. 募集の周知方法

世田谷区ホームページ

10. 申込期間

令和8年1月19日（月）から令和8年1月30日（金）午後5時（必着）

11. 申込方法

- （1）以下の「12. 申込・問合せ先」へ「学童クラブ巡回支援専門員採用選考申込書兼履歴書（別紙1）」及び「世田谷区における勤務経歴等確認票（別紙2）」を持参または郵送（持参の場合は、土・日曜、祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで）。

※ 学童クラブ巡回支援専門員採用選考申込書兼履歴書（別紙1）の1枚目下部にある日付と氏名欄は必ず自筆すること。

※ メール及びファクシミリによる電送等では受付けない。

- （2）「学童クラブ巡回支援専門員採用選考申込書兼履歴書（別紙1）」及び「世田谷区における勤務経歴等確認票（別紙2）」に事実相違があった場合は、不合格とする。

- （3）書類提出後にやむを得ず訂正する場合、または選考試験を辞退する場合は、必ず連絡すること。

- （4）選考書類は、選考目的以外には使用しない。また、選考書類は返却しない。

12. 申込・問合せ先

世田谷区子ども若者部児童課

電話 03-5432-2317

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

（世田谷区役所第2庁舎2階20番窓口）